

# 外国人との『共生』とNPO

## —愛知県豊田市H団地を取り巻くNPOの現状と課題—

都 築 くるみ

はじめに

第1章 まちづくり政策と外国人居住

(1) 「共生」の概念

(2) 豊田市H団地の「共生」の現状

第2章 日本人による支援組織

(1) 問題解決のための支援組織：日本語教室と学童保育

(2) 医療支援組織

第3章 日系人自身による支援組織

(1) ソーシャル・サポート・ネットワーク  
(2) 日系人住民組織

第4章 NPOをコーディネイトするNPO

(1) 豊田市国際交流協会  
(2) 「H団地を明るくする会」

おわりに

はじめに

現在日本では多くのNPOが組織され、活動をしている。活動分野や内容は多様で一概に言えないが、こうしたNPOが地域で活動している理由を中田は、現代の地域社会の「脆弱化」が家族、企業、国家などすべての従来の制度では補いきれないほど多様化、複雑化しているからだという。中田によると、現代社会では大規模な分業、市場システムの展開とその下での総合的な生活保障制度の機能不全がおこっている。その原因は人間の流動化、生活の多様化、社会関係の拡大、ニーズの拡

散などであるとしている。そしてその結果、地域社会では伝統的な生活組織の機能不全がおこっているという（中田、2000）。

ところで、既存の地域社会での住民の生活でさえ、このように既存のシステムでは生活課題が充足できない状態になっているのに、外国人居住者はどのようにして生活課題を解決しているのでしょうか。実は、全く未知の国に移住してきた外国人は、まずホスト社会の既存システムにさえ、アクセスが困難であったり、システムを充分理解できず利用不可能であったりすることがよくあるのである。そしてその上に、これらのシステムでは、自らの欲求が充足されない場合も多々あるのである。外国人住民は、日本社会では労働力として必要とされているが、実際にはある地域で居住する地域住民の1人であり、彼らの生活課題は、日本人と同様に自治体政策や地域で充足されて当然であろう。しかし、現状はまったくそうではない。また「外国人の集住」という新しい事態を受け入れた日本人側住民も既存のシステムのみでは、生活保障が困難となってくる。

そこで、現在日本に居住する外国人の中で、最も顕在的生活をし、かつ法的身分が安定している日系ブラジル人（以下「日系人」と略す）の地域社会での生活をみると、彼らの生活課題の解決と支援組織について考

察することとする。日系人は1980年代後半から来日し始め、1991年6月の入国管理法改定を契機に、日本への移住が顕著になった。現在約50万人登録されている外国人のうち約33万人をブラジル人が占めているという。本稿では、日系人の集住地である愛知県豊田市を例に挙げる。

豊田市は北東部に、居住人口約1万人、うち日系人約3,000人を擁する大規模集合住宅（公団住宅42棟、県営住宅25棟）を擁している。この団地に1989年頃より日系人が集住を開始して既に10年が経過している。この間、地域住民との間の葛藤や摩擦は継続している（都築. 1992, 1993, 1995, 1998, 1999）。

日本人側は日系人の集住以前から、全国から来住してきた自動車産業労働者を「誰でも受け入れる」方針であった。日系人に対しても決して排他的ではなく、一貫して「同じ団地に住む住民として仲良くやっていきたい」という意思をもっていた。日系人の居住は1989年から開始され、一時期700～800人まで達していたが、1994年には500人程度まで減少、その後再び増加し2000年現在約3,000人とも3,300人とも言われている。日本人住民と日系人との間には、問題が発生し、葛藤が繰り返され、現在に至っている。1998年頃から治安の悪化は顕著となり、1999年5月には、「住民の一部外国人と右翼、暴走族関係者らとの間」で暴力事件が起り、団地は機動隊が出動するほどの騒ぎとなり、その後もこの緊張感は継続した（都築. 1999. p. 128）。

こうした事態を解決しようと多様な形で支援組織が形成されてきた。日本人の支援組織、日系人自身の支援組織などである。こうした組織は一概にボランティア・サークルとも、

住民組織とも言い切れないところがある。そこで本稿では、NPOを「民間非営利組織」であり、地域住民組織を含む広義で定義し、これらの団体をNPOと呼ぶこととする。本稿では、日系人と日本人との生活をまちづくりの視点から概観し、特に日系人の生活が成立し、日系人と日本人との間に「共生」が成立するためには、何が必要なのか、どのような政策が必要なのか、そして政策の不足をどのようなNPOがどのような活動を通して支援しているのかを考察するものである。

まず、自治区役員のめざす「共生」について整理し、H団地における「共生」の現状を概観する（第1章）。次にH団地に居住する日系人に対する支援組織のうち日本人による組織について述べる（第2章）。次に、日系人自身が相互援助や支援をどのようにしてきていたかについて述べる（第3章）。さらに、NPOをコーディネイトするNPOについて述べる（第4章）。最後にこうしたNPOと自治体の今後の課題について考察する（おわりに）。

## 第1章 まちづくり政策と外国人居住

### (1) 「共生」の概念

H団地自治区役員は折に触れ「共生」を口にしてきたが、おそらく彼らのイメージする「共生」は、争いのない、協調的な、仲の良い、といったものであろう。ここで「共生」の定義について少し述べよう。

都築は、これまでの研究者の提出した「共生」の定義を整理した（都築. 1998.）<sup>〔註1〕</sup>。そして西澤（西澤. 1994.）、井上、花崎らの「共生」に関する定義の共通点を都築は「ホスト社会が異質な文化集団を締め出しており、異質な集団間には最初から権力の格差が支配的

にあるという現状認識であり、その権力格差がない関係を『共生』と考えていること」であり、また「異質な文化集団が衝突し、摩擦や葛藤を繰り返すことを通じて相互理解を深め、社会が変貌していくような動的な関係性を表現している」と整理した（都築. 1998. p. 90）。都築自身も同じ認識に立っている。そして都築は、「共生」を「一つの社会で、複数の異質な文化集団が、相互の生活習や下位文化を理解し、お互いに尊重しつつコミュニケーションを持ち、対等な関係を形成している状態」と考えた（都築. 1998. pp. 90-91）。

これに対して、小内は、以下のように述べている。

「しかし、権力の格差といつても、社会構造や社会システムに起因するものもあれば、それとは相対的に自立した差別、偏見といった社会意識やイデオロギーの領域に属するものもある。同じように、異質性が水平に開かれるとあっても、それ自体、社会構造レベルの視点からみることもできるし、日常生活レベルの視点からとらえることも可能である。しかも、いずれの場合においても、『異質性が水平に開かれ』た状態は、現実には多様な形で存在しうるものである。したがって、理想的な状態を理念的に構築することも重要であるが、現実に存在する『異質性が水平に開かれ』た状態=『共生』の形態を把握し、そこに潜む問題性や可能性を検討することも大きな意味をもっている。その意味で従来の『共生』概念には、まだまだ検討されるべき余地が残されている」として、「機構的システムないし制度上の『共生』（=『システム共生』）」と「労働=生活世界上の『共生』=『生活共生』」を「区別してとらえ」、「しかも、それぞれの

『共生』には、多様な形態がありうるという考え方かたに立」って、「現実に存在しうる『共生』の姿を把握しよう」と試みている（小内. 1999. pp. 5-6）<sup>(註2)</sup>。

そして、「システム共生」には、①「ローカルなシステム共生」、②「ナショナルなシステム共生」、③「デュアルなシステム共生」、④「インターナイトなシステム共生」、⑤「コスモポリタンなシステム共生」などが考えられるとしている。しかも「特定に地域社会における『システム共生』は、これらの一つの形態のみをとる」のではなく、また「排他的なものではなく、互いに共生しうる性質をもっている」とし、また「いずれか一つが理想形態として考えることもできない」としている（小内. 1999. p. 6）。

他方、「生活共生」についても「現実には多様な形をとりうる」として、⑥「セグリゲーションによる共生」、⑦「コミュニカルな共生」を想定し、⑥と⑦の間に、多様なバリエーションが存在しており、⑧「特定階層間の共生」や⑨「特定パーソンの生活共生」などを例示している<sup>(註3)</sup>。

## （2）豊田市H団地の「共生」の現状

小内の指摘を受けて、改めて都築が調査・観察している豊田市H団地における日系人とホスト社会の住民の関係を、まず「システム共生」において考えてみる。豊田市では、日系人むけに行政の情報をポルトガル語で翻訳してパンフレットなどを発行したり（市役所17課で対応<sup>(註4)</sup>、相談窓口を開設したりしている。しかし、これらの行政の対応を眺めていて腑に落ちないのは、第一に、多くの国際化対応政策について、英語、ポルトガル語、

スペイン語、中国語、ハングル語、フランス語、その他の言語で対処しているが、対応言語に一貫性がみられない。豊田市に外国人登録をした外国人のうち日本語が理解できない外国人にとって、すべての行政の情報は等しく必要であると筆者は考えるのだが、どの対応策がどの言語で翻訳されているかという点では、一貫性がみられない（註<sup>5</sup>）。制度があってもそれが周知されなければ、制度へのアクセスは不可能である。第二に、もし外国人登録をするために市民課を訪れた外国人が、一括して各課の情報を各言語でもたらされたら、自分が居住する自治体や地域の制度やシステムをかなりの部分理解することができるであろうと思われるのに、こうした配慮がされているのであろうか。情報や制度へのアクセシビリティが低ければ、情報も制度も役に立たない。外国人住民が義務として守るべきものばかりではなく、日本人と同様に人権を尊重され、権利を守るために必要な情報はすべて知らされるべきである。第三に、自治体全体で「国際化」とは何かについての明確なポリシーがあるように思われない。これまで多くの政策や対応が後追い場当たり的であり、しかも時期を逸しておこなわれたことが多々あったことからみても、明らかである。

しかし、1999年に起きた前述の右翼と一部の外国人青少年の衝突事件を契機に、豊田市は2000年度から具体的に外国人青少年対応事業やポルトガル語通訳の常駐などを実施した。その後、豊田市は豊田市国際交流協会（TIA）が提案した事業計画にもとづき、「外国人生活相談体制」「外国人子ども教育支援」「外国人医療支援」「多文化共生モデル地区としてのH団地」に重点をおき、「豊田市国際化

推進事業」（1999年5月1日～2000年3月31日）を推進させた。受託者はTIAである。これらの事業については、以下の章で詳細を見る。法的整備や制度の改善は早急には実現不可能であるが、TIAが不整備を補充する機能を担いつつある段階であると言えよう。以上から「機構的システムないし制度を外国人がホスト住民と平等な条件で利用」（小内、1999、p. 6）できているとは言えないと思われる。「ローカルなシステム共生」は成立していないといわざるを得ない。

次に、「生活世界における共生」については、「特定パーソンの生活共生」が成立していると観察される（都築、1995、都築、1998）。H団地で多くの問題や事件が発生してもなお、それが「一部の人間のしていること」と日本人も日系人も認識している点によく窺える。

総じて、H団地は右翼と一部外国人青少年との抗争をも含み、「目標や範型そのものを、人々が『共に（con） 捜し求める（petre）』嘗み」である競争（competition）（井上・名和田・桂木、1992、pp. 12-26）によって、「共生」を実現しつつある段階であろう。

## 第2章 日本人による支援組織

### （1）問題解決のための支援組織：日本語教室と学童保育

さて、H団地での「共生」が「システム共生」「生活世界の共生」の両面で、成立していくために、コミュニケーションの重要性が挙げられる。例えばホスト社会でのシステムが、平等に整備されていても、情報にアクセスしたり、情報を理解したりする能力が不足していれば、「システム共生」は成立しない。もちろん、現段階ではシステムそのものが平等に整

備されているとはいえないのが現状であるが。

1989年から日系人と日本人との間に問題が噴出し始めたが、その当初より「問題が起るのは、日系人が日本の生活習慣や文化を理解しないからだ」と誰もが思った。日系人の中には日本語を理解する者はわずかはいたが、ほとんどは日本語を理解せず、団地居住のマナーは習得されなかつた<sup>(註6)</sup>。したがって、集住当初より日本語教室の設置の要望は強く、ボランティア・グループによって日本語教室が設立された。

日本語教室の設置は、当初大人向けであったが、徐々に子ども向けにも需要が高まった。すなわち、子どもが団地内にある2つの小学校と団地の近辺にある中学校へ登校しはじめた当初は、現場教員の熱心な指導と教育委員会による過配教師の配置により、日本語の「取り出し授業」がおこなわれ、日本語の習得が積極的に図られた。しかしその後、保護者の側から「日本語ばかりではブラジルに帰った時に困る」という心配がでてきて、「取り出し授業」は、母語や母国の文化の習得にもあてられるようになった。言語には「生活言語」と「学習言語」の両側面がある。前者の習得は容易であるが、後者は困難である。しかも年長になってから初めて来日し、高学年に編入した場合、言語習得にも学習内容の習得にも大きな困難を伴う。保護者の中には、団地の近くで開かれたポルトガル語の私塾へ児童を転校させるケースもでてきた。しかしまた年と共に、こうした私塾の授業料の高さから私塾をやめる児童、日本の学校にも私塾にもなじめない不登校児童や、長時間労働の両親を1人で待つ淋しさ、退屈から非行に走る児童などが徐々に増加してくるようになった。

こうしたニーズに応えるように、日本語教室や「学童」が開設されるようになったのである。子どもたちにとってこうした教室の存在意義は、日本語の習得や学習のみではなく、仲間のいる場所であり、「居場所」でもある。

また日本人住民から言えば、不登校及び不就学児童・生徒が増加し、団地内で平日に所在なげにしている児童・生徒が、非行や小さな犯行に走るのを目の当たりにしており（都築、1999. p. 130）、彼らを健全に育成することは、児童生徒のためであるとともに団地の治安維持のために重要な課題であった。以下で日本語教室と「学童」の開設とその組織について詳しく述べる。

日本語教室 現在豊田市あるいはH団地およびその周辺で、詳細が明らかなものは以下である<sup>(註7)</sup>。未成年の子ども向けの教室は、①「Alpha（アルファ）」：TIA ボランティア・グループ Alpa 主催、②「ほみぐりあ日本語教室」：豊田市が主催で TIA に委託、③「H ケ丘日本語教室」：「H ケ丘国際交流センター（以下「センター」と略す）」主催、1998年11月開設、④「夢の木教室」：「子どもの国教育基金の会」主催、などである。開催場所は、①が豊田市駅から徒歩で15分くらいに位置する青少年センターの中の TIA でおこなわれている他は、②③は H 団地内の集会所でおこなわれており、④は 2000 年 10 月から「センター」が借りた団地内の事務所でおこなっている。これらの日本語教室の特徴は、日本語教室であるが個別の要望に応じた授業や学校の教科補習をおこなっていたり（①②③④）、地域交流活動（②）や母語教育（④）をおこなっていたりすることである。

これらの教室は、ほとんどがボランティア・スタッフ（主婦、学生、成人男性）によっておこなわれている。①はTIAが場所やコピーなどの基本的な環境を提供し、「交流費」として受講者から徴収する参加費で運営費をまかなっている。②は豊田市がこれまでのTIAボランティア活動を認めて2000年4月より2年間の予定で事業費を計上し、TIAに委託した豊田市の事業であり、厳密に言えば「民間」とは言えずNPOとは規定できない。しかし(1)具体的な内容はTIAボランティアのこれまでの地道な活動が評価され、ボランティア・スタッフ自身の企画が採用されたものであること、(2)自主的に活動するボランタリー精神があること、(3)あるいは目的の公共性、非営利性を備えていること、(4)そして日本語教師らに対しては交通費程度の謝礼はあるものの、基本的にはスタッフのボランティア活動を主体としていること、など、行政の通常事業とは異なった形態である。③は活動資金を得るため会員を募集し、自治区でのお祭りなどではバーベキューで肉などを売って資金を調達したりと、経済的には苦しいようである。①は行政とTIA、②はTIA、③と④は完全に民間のNPOである。

他に大人向けの日本語教室としては、⑤「TIA日本語講座」：豊田市・TIA受託主催、⑥「日本語サロン」：TIAボランティアグループ日本語サロン主催、⑦「らんぐ日本語教室」：日本語教師の会「らんぐ」主催（1996年開設、2000年12月一時休止）、⑧「上郷日本語サロン」：日本語教室「いろは」主催（1999年4月開設）、などがあり、それぞれTIAの建物（⑤⑥）、H団地内（⑦）、豊田市南部のコミュニティ・センター（⑧）でおこ

なわれている。⑤は行政とTIA、⑥⑦⑧は民間のNPOである。

上記の子ども向けの日本語教室①と③は同じ時間、同じ場所で大人向けの教室も同時に開催している。大人向けの日本語教室は主に、土曜日や日曜日の午前中におこなわれているのが共通する特徴で、⑦のみが土曜日の夜（18:30～20:00）に開催されている。

以上を見れば、それぞれが多大な努力と時間、金銭を費やして活動していることが明らかであるが、H団地の日系人約3,000人にとつては、これだけでは充足できない。豊田市には民営の日本語学校はなく、日本語を学習したい子どもや大人にとって選択の幅は狭いと言えよう。

**学童保育** 団地の中に、学童保育の機能をもつ組織は2つある。一つは、先に述べた「夢の木教室」である。この教室の主催者は、「遊びだけではなく、勉強をしっかり教える。日本語も母国語も中途半端にさせたくない」という主旨でおこなっているが、団地中心にあるスーパーマーケット内にある「センター」が常に開放されていることは、「そこに行けば友達に会える」という大きな安心感をもたらしているという。前述の②「ほみぐりあ日本語教室」の開催日時が、月～金曜日の10:00～12:00、④「夢の木教室」が月～金曜日の13:00～19:00であることから、日本の学校にもブラジル人が主催する教室にも登校していない子どもたちが、一日のうちにこの2教室に通って過ごすこともできる。②は無料、④は小学生のみ、おやつ代として月に4,000円支払うが、中学生は無料である。

二つ目は、2000年4月から開始された「放

「課後児童健全育成事業」である。豊田市教育委員会学事課の主催で、これも前述の「豊田市国際化推進事業」の一つであり、これは「民間」のNPOとは言えないが、TIAが重要性を認識して働きかけ、教育委員会も必要性を感じていたために、積極的に他の「学童」とは異なる「学童」をめざして、実現したものである。今後もTIAが現場のニーズを教育委員会に伝えていくことで協力していくであろうと考え、ここで述べる。開催日時は、学校のある月～金曜日の14:00～17:30。夏休みは9:00～17:30。場所は、団地内公団の集会所である。指導員は日本人と日系人が各1人である。この事業が他地域で開設されている「学童」と異なる点は、第一は、指導員に日系人を採用したこと。正職員ではないが、こうした行政が関わる事業に日系人が採用されるることは珍しい。第二は、他の「学童」より長時間の保育を目指し、そのために既存の学校の建物を利用するのではなく、公団の集会所でおこなうこと。集会所は学童を開設することも考慮された上で新たに建設され、室内も設備が整えられた。これはモデル事業として公団が対応したということで、集会所の増設が実現した。時間延長は実現されなかつたが、学校外での開設が実現したので、将来的に検討していく可能性があるという<sup>(註8)</sup>。この「学童」の方針は、勉強でも遊びでも何をしても良いという「居場所」である点を強調している点である。費用は月に1,500円でこれはおやつ代にあてられる。募集は学校を通して小学校1～3年の児童の保護者に呼びかけられ、現在20人弱の利用がある。

これらふたつの「学童」は、日系人保護者のニーズによく対応している。H団地には

1995年頃より、自宅で乳幼児をあずかる私設の保育室が数カ所開設されていた。しかしこれは公団側としては、住居を営利目的で使用することは認められること、保育室の開設者間では、保護者負担費用の多少でトラブルが起きたりと、問題もつきまとった<sup>(註9)</sup>。小中学生用には、授業終了後、ポルトガル語を教える私塾も団地内でおこなわれていたりするが、費用負担も高く、少人数しか引き受けられないなどで、保護者は授業終了後の子どもの「居場所」について、悩んでいた。保護者は我が子が非行に走ることを最も恐れていたのである<sup>(註10)</sup>。

## (2) 医療支援組織

日系人の生活の中で、医療も重要課題である。これは日系人の集住地ではほとんどどこでも見られる現象であるが、第一に、①日系人を雇用する業務請負業者が事業主としての責任を負わず、社会保険の事業主にならない場合が多いこと、②日系人自身も、厚生年金とセットになっているため余計高くなっている保険料を負担することを敬遠すること、③就労している者は社会保険に入るべきだとみなされ、国民健康保険には入れない、などの理由で、無保険になってしまふ事例が多い。日系人自身によれば、「自分は病気にならないから、保険に入る必要はない」とか「旅行保険に入っているから良い」などの発言もある。また、医療機関に関する情報不足で、治療が遅延したり、コミュニケーション不足で治療が円滑にいかない場合もある。こうした結果、病気が重篤化したのちや、急病や事故で、やむを得ず治療をうけ支払い不可能となる。自治体や医療機関では外国人の未払いが深刻な

事態となっている事例も多い。第二に、結核などの感染症を放置することによって社会的に影響がある。定期的な健康診断を受ける外国人は少なく、日本人社会で大きな問題となる可能性があるが、それが社会に与える衝撃を考えると、あからさまにできないジレンマがある（TIA. 2000. pp. 87-88）。こうした事態に対して、TIA を中心に多様な医療支援組織が形成されてきた。これらについて詳細を述べる。

「TIA在住外国人医療支援グループ」「TIA在住外国人医療支援グループ」は「疾病の予防、治療、健康の保持増進に向けて在住外国人が主体的に行動できるように」との理念で、在住ネパール人の呼びかけによりボランティア・グループを結成し、1998年7月に発足した。調査活動（外国人の保健、医療、福祉に関する実態調査、関係医療機関の外国人医療に関する実態調査）、実践活動（健康相談、情報提供、調査研究）などが実施されている。これまでの活動としては、1998年度に、在住外国人へのアンケート調査、関係機関への聞き取り調査、保健所や医師会との関係を構築。1999年度には、第一回健康相談会の実施、ボランティアのための講座を開催、などをおこなっている（TIA. 2000. pp. 88-89）。

具体的にみると、1998年10月には、「在住外国人の医療状況に関するアンケート調査」がおこなわれた。これらの結果から、外国人は医療機関、医療制度への情報不足によるアクセスが困難であること、言葉の問題で医師とのコミュニケーションができなかったり、薬や治療の内容についてのコンセンサスが不足していることが明らかとなった<sup>(註11)</sup>。1999

年8月には、豊田市保健所主催の住民検診がH団地県営住宅集会所でおこなわれた。ここでポルトガル語の通訳派遣とちらしの翻訳協力（ポルトガル語、スペイン語）をおこなった。対象は15歳以上で豊田市在住の人であったが、約40人が受診し、うち外国人は半数であった（TIA. 2000. p. 98、中日新聞愛知県内版1999年9月2日付記事）<sup>(註12)</sup>。1999年1月には、H団地内に居住する外国人を対象に聞き取り調査がおこなわれた。参加者はボランティアを含めて16名であり、ブラジル人が大部分であった（TIA. 2000. pp. 101-105）。この調査で明らかになったのは、①医療機関に対して、通訳の配置と適切なコミュニケーションができること。②TIAが健康相談会を開催すれば、受けたいという希望者が多いこと、その際、休日におこなうことと、広報を徹底することなどが希望されていることであった。以上のような活動で、実際に医療機関におけるシステムで改善がみられた。このグループの果たしている役割は大きい。

その他の医療支援組織 その他には、1998年に名古屋市「外国人医療センター」が設置されたり、豊田市内のK病院に外国人の通訳が2名配置されるようになったりした。これまでも豊田市内の個人医院や歯科医院でポルトガル語等の通訳を配置されることはあるが、K病院は厚生連経営の総合病院であり、ここに、ポルトガル語や西語の通訳が配置されたことは、情報発信の量の多さからいっても意義の大きいことである。ここで働く日系人のNさんは、週1回午後、病院で、夜や休日には自宅でスペイン語による心理カウンセリングをしており、病気以外にも心理的に大きな

問題を抱えている外国人が多いことを指摘している。遠距離からの相談や人間関係を含んだ相談が多く、外国人専門員に相談できる機会が少ないと、ネットワークに乗れば、需要は広まることが明らかである（TIA ニュースレター「サンフラワー」No.70.2000.10.1）。

### 第3章 日系人自身による支援組織

次に、日系人自身がどのように彼らの生活を営んできたのか、ソーシャル・サポート・ネットワークと日系人自身による支援組織について、述べてみる。

#### (1) ソーシャル・サポート・ネットワーク

日系人たちが、自分たちの生活を成立させるために、どのようなソーシャル・サポート・ネットワークを形成してきたのかは、都築1995.に詳しいが、概略を述べると、日系人は H 団地（約 61 %）や、豊田市内（約 31 %）、そして日本国内（約 86 %）に多くの親戚や家族をもち、人的資源は豊富である（1993 年調査）。日系人はこれらの人的資源に各場面で依存する。すなわち、生活面での実際的な援助（病気の時、子どもの教育、経済的、仕事上などの相談、人生上の相談など）に加え、情緒的な援助（気軽におしゃべりしたい時）や「娯楽の情報がほしい」などあらゆる面で依存している。次に近隣の日系人に対しても同様の局面で依存している。また日本の公共施設や民間施設利用についても、情報への接近はあり、利用もされているようである。また、1991 年からミサがおこなわれたり、ブラジル食品の販売が開始されたりと、ブラジル人が臨界量に達してできた結果、「制度」もできている（都築 1995. pp. 254-258）。こうした人的資源を前提にネットワークが縦横無尽

に走り、日系人らは自らの生活のサポートしつつ、コミュニティを形成したのである。

#### (2) 日系人住民組織

日系人自身は自らの支援組織を形成したのであろうか。日系人の集住開始と同時に、1992 年頃日本語教室が開かれた。これは当初は豊田市国際交流協会（TIA）のボランティアによって始められが、のちに自治区役員の有志に引き継がれ、日本語教室に出席する日系人自身が運営の一端を担ったりした。この日本語教室は、日本人研究者 N 氏が組織運営に参加しており、「日系人協会（ANIBRA）」を立ち上げた。ANIBRA は、日系人自身の団地での生活の調査をしたり、若者たちが団地での問題を自分たちの問題として取り組み、考え、活動していたが、後に N 氏が転勤のため愛知県を離れると自然消滅した。

その後、ブラジル人住民自身による住民組織は、1998 年に「ブラジル人住民協会」が組織されるまで待たなくてはならなかった。この「ブラジル人住民組織」は、日本人自治区役員側からは、「日系人自身の手で作られ、運営される自治組織」であると期待が多かったが、またもや自然消滅してしまった。日系人自身の意見を聞いて集約するなどの活動は少なく、日系人自身の代表団体とは成り得なかった。

1998 年 11 月になると、先の N 氏が再び呼びかけ、H 団地内の県営住宅集会所で日本語教室が開催された。新聞報道がなされ、日本語教師のボランティイが多数参加するようになった。翌 1999 年 2 月になると、この教室を母体に「Hヶ丘国際交流センター設立準備会」が発足し、同年 12 月設立総会がおこな

われ「Hヶ丘国際交流センター」が正式に発足した。当初は、団地内の集会所を間借りしての活動であったが、2000年10月には、団地内中心部に位置するスーパー・マーケットの一部約100坪に事務所を開設した。「センター」は、会員を募集し<sup>(註13)</sup>、ブラジルのお祭りなどのイベント、外国人児童生徒支援事業、情報提供事業、収益事業、日本語教育研究事業などをおこなっている。活動は活発であり、子どもや大人を対象とした日本語教室（毎日曜日、10:00～12:00。500円／月）は継続的になされている。スタッフは、毎週東京からやってくるN氏を中心に、H団地在住の主婦と日系人スタッフ、H団地近郊の名古屋市周辺から毎週やってくる主婦、成人男性、学生ボランティアなどで、懸命な活動をしている。「センター」にとっては月々の事務所の賃貸料は決して安くないが<sup>(註14)</sup>、それを支払ってでも、約100坪の事務所を活動拠点をもちたかった。目下NPO法人格取得をめざしている<sup>(註15)</sup>。

#### 第4章 NPOをコーディネイトするNPO

以上、H団地におけるボランティア・サークルの形態をとるNPOとそれに近い組織について述べてきた。ここで外国人住民と日本人住民との「共生」において忘れてはならない組織が、豊田市国際交流協会（TIA）と、「H団地を明るくする会（以下「明るくする会」と略す）」である。これらの組織についても、「共生」ためのまちづくり政策に焦点を絞って、少し述べてみよう。

##### (1) 豊田市国際交流協会

豊田市国際交流協会（TIA）は、1988年10月1日に設立された財団法人である<sup>(註16)</sup>。TIAは設立当初は、主にイベント中心の総花的な活動が多く、その上、トヨタ自動車関連の交流事業が多かった（都築、1993、pp. 145-147, p. 157）。しかしその後、H団地の日系人と日本人住民との「問題」解決支援や、日系人の生活を援助するための方針が生まれ、専属のスタッフも配置され、1994年頃からは序々に「多文化共生」を取り組むようになった。それ以降のTIAの活動の特徴は、第一には、実態調査とそれを踏まえた国際交流の実施や国際理解を促進するためのセミナーを開催する等、現実を踏まえつつ周囲への啓発、学習をおこなうようになった<sup>(註17)</sup>。第二には、コーディネーターとしての活動をおこなうようになったことである。各ボランティア組織やNPO相互間、各組織とTIA、行政等とのコーディネイトをおこなっている。この過程でTIA自身が情報を収集、整理、仲介、発信する機関として重要な役割を果たすようになった。第三に、TIA自身が組織を育成したり、行政へ国際交流の政策提案をするようになったことがある。たとえば①ボランティア組織に、行政や企業の支援をうけられるような手続きを教え、スタッフが自立的に活動できるよう支援する。②TIA自身が行政から事業の委託をうけて、ボランティア・グループを組織し、事業を実施・展開する。③組織間の利害関係を調整する。

以上のように、TIAは自身がNPOでありながら、他のNPOを組織し、調整し、情報を掌握しそして政策提言するNPOとなりつつある。豊田市の国際交流の要の機関となった

のである。

## (2) 「H団地を明るくする会」

「H団地を明るくする会」は、1997年6月に発足準備会が設立され、同年7月に正式に設立された。設立の契機となったのは、団地内に居住する日系人たちの「問題」を自治区役員のみでは解決不能となったので、広く一般の人的資源を活用し、応援してもらってなんとか解決しようという切実な必要性からであり、ここに至るまで自治区の長い苦惱に満ちた活動があった。発足準備会の設立時にはマスコミの取材が入り、テレビで放映されるほどであった。設立メンバーは、自治区役員や、日系人が居住し始めた豊田市の他の県営住宅の自治区役員などであり、TIAはオブザーバーとして参加した。

「明るくする会」は、1997年8月には「Hヶ丘の住環境改善に関する要望書」を豊田市長宛てに提出、1999年1月には、住環境改善の要望書を顧問弁護士を通じて、愛知県知事、住宅整備都市公団中部支社宛てに内容証明便にて発送した。これらの要望書に対してはそれぞれ回答があったが、実質的にはほとんど効果の無い形式的回答であった。1999年4月の春の統一選挙には、「自治区役員推薦」で市会議員を立候補させ、全面的に応援し当選させた（都築. 1999. pp. 131-134）。

「明るくする会」の活動主体は自治区役員や主婦たちで、ひとつひとつ悩みながら真剣に課題に取り組んできたのである。H団地自治区は問題解決能力の高い、自立的な組織であり、住民からの信頼も厚い。しかしH団地の問題は、「一自治区」の能力を超えるものであり、一自治区の問題提起や問題解決要請では、

行政も県公社、住宅都市整備公団も動じない。

山崎はまちづくり政策の類型を、「まちづくりの取り組みを担う主体である地域包括性をもつコミュニティ組織と問題関心にもとづくアソシエーション組織をタテ軸とし、暮らしを成り立たせるための基盤としての産業創出と生活管理というまちづくりの目的をヨコ軸」として、以下の四つの類型を試みた。すなわち、①「地域資源活用型」（『地域の特産品開発などの地域産業振興や地域の文化・地形的条件などの地域資源を生かした地域包括型まちづくり』）、②「地域問題解決型」（『地域住民の暮らしに共通する地域問題（「ごみの管理・資源化、生活環境、暮らしの改善など）に取り組む生活共同管理のためのまちづくり』）、③「地域生活支援型」（『暮らしの場における高齢化にともなう高齢者介護問題』などの生活支援）、④「地域起業就労型」（『地域の暮らしを守り、成り立たせることを目的に、生活要求に根差し、生活に密着した仕事おこしや就労の場の創出という問題関心にもとづくまちづくり』）である。①と②は、そこで取り組まれるまちづくりが、コミュニティ（地域）全体を基盤にして総合性をもち、地域のすべての住民を視野に入れた面的活動に特徴がある。「③と④は、そこで取組まれるまちづくりが、当該問題の関心にもとづくNPO型の任意性の強い集団（アソシエーション）によって担われ、専門性をもち、地域における問題領域に関わる線的活動を行うことに特徴がある」（山崎 2000. pp. 28-29）と述べる。

H団地自治区は②の「地域問題解決型」であり、「明るくする会」は③の「地域生活支援型」であるが、この「明るくする会」は自治区を母体としている点で、コミュニティに定

着し、コミュニティの住民と地域を母体とすることを面的側面をもちつつ、利用できる人的資源を幅広く取り込むことで線的広がりをもつNPOであることが特徴であろう。また、「明るくする会」が市議会議員の選挙母体となつたとき、選挙には素人の主婦たちが、積極的に自分の問題として幅広く活動できたのも、この会が地域を拠り所にしつつ幅広い人的資源を受け入れる懐の深さをもつていたことによる。選挙活動を通して、住民間の絆はより一層強くなった。

### おわりに

豊田市H団地を中心に組織されたNPOとその活動、形成の契機などについて概観した。H団地で日系人の集住が始まって以来、多くの問題のうち一般的な生活課題解決や対行政関係の交渉は自治区と「明るくする会」が対応し、他に日系人の生活支援のためには日本人による支援組織や日系人自身による支援組織が形成され、事にあたってきた。NPOの特徴でもあるが、H団地のNPOも個別の問題への集中的な対応は高い解決能力を持つが、個別の点的活動を広く周知させネットワーク形成したりする面では弱い傾向がある。そうした弱点を補ってきたのがTIAであり、「明るくする会」である。今後の課題としては以下の点が挙げられる。第一に、「センター」は、日系人の支援組織として日系人の側に立ったNPOとしての日本人側の評価は高いが、残念ながらいまだ日系人の代表団体としては日系人自身に広く周知されていない。豊橋市にある日系人支援組織には全国規模で相談がくることを考えると、今後の「センター」がより広く情報を発信し日系人に周知されること、

そしてできうるならば日系人自身が自らの代表団体として組織運営していくことが望まれる。第二に、「明るくする会」は、H団地の日本人住民に認知され、住民の要求をよく周知し、自治区役員が核となり、活動能力が高い組織である。今後もH団地には多様なボランティア組織やNPOが入り、活動をおこなうであろう。また組織を形成せずボランティア登録したい個人も現れるだろう。そうした時、「明るくする会」が地元の日本人住民を代表する組織として広く外部に向かって情報を発信し、アクセスできるようにしておくことがより広く多様な人材を確保できることになる。第三に、TIAはNPOをコーディネイトするNPOであるという機能をより特化させ、外部への情報発信とともに、全体の動静を掌握し、行政への提案を積極的にすることが求められる。できうるならば豊田市における「国際化」の方針を行政当局とともに、積極的に打ち出し、理想の実現に向かってほしい。

以上、TIA、「明るくする会」、「センター」がそれぞれの立場で情報を掌握し、整理し、発信する空間的に広がりのある組織となってゆき、より容易にアクセスできるシステムが形成されなければ、「パーソナルな共生」もゆるぎなくなっていくだろう。またNPO側の活動の積み重ねから引き出された提案を行政側に重ねることにより、説得力のある政策が作られ、さらに現実的な政策がひとつひとつ実現されていくことにより、制度が変わり法改正に至り、やがては「システム共生」に至るのではないかと考える<sup>(註18)</sup>。

世界的規模でヒトが移動しているこの現代において、豊田市は東海地方の「一自治体」ではなく、「世界のトヨタ」に仕事を求めて

やってきている日系人の集居住地として、しかも「問題の多い」集居住地として、関心をもって眺められている都市であり、さらに言えば、世界的企業に就労する外国人労働者が地元でどのように人権を保障されているのか、が世界的に注目されている地域であるということである。こうした認識に立てば、豊田市の「国際化」政策がどのようになされなければならぬかは、自ずから明らかとなろう。

註

註 1 それによると、井上達夫らの「共生（conviviality）」は、「異質なものに開かれた社会結合様式」であり「それは内輪で仲良く共存共栄することではなく、生の形式を異にする人々が、自由な活動と参加の機会を相互に承認し、相互の関係を積極的に築き上げてゆけるような社会的結合」であり、これは、既存の「与えられた目標や範型の達成を競う」競争（emulation）によって実現されるのではなく、「目標や範型そのものを、人々が『共に（con） 捜し求める（petre）』営み」である競争（competition）によって、実現された（井上・名和田・桂木. 1992. pp. 12-26）。また花崎皋平は「共生」を明確に定義していないが、「異質なものに水平に開かれた社会結合様式」（花崎. 1993.）であると理解している。

註 2 ①「ローカルなシステム共生」は例えば「居住する国や地域社会（地方自治体）の機構的システムないし制度を外国人がホスト住民と平等な条件で利用できる場合、もしそれが特定の地域社会（地方自治体）のみで実現できて」いる場合、②

「ナショナルなシステム共生」は①と同じ状態が「国家の方針としてどの地域社会（地方自治体）においても一般化されて」いる場合など、③「デュアルなシステム共生」は「一国二制度あるいは、他国にある日本人学校や日本にあるインターナショナルスクール」などのように「同一の地域社会に居住しながら、それぞれの国の機構的システムないし制度が共存する場合」など、④「インターナショナルなシステム共生」とは、「二つの国にわたる転職をしても、年金の積立期間が継続してカウントされるドイツと日本の間の年金通算協定」など「それぞれの国のシステムが連結できる」共生、⑤「コスモポリタンなシステム共生」は「世界規模の共通のシステムが存在する」共生などが考えられるとする（小内. 1999. p. 6）。

註 3 ⑥「セグリゲーションによる共生」は、エスニック・コミュニティとホスト社会が「セグリゲーション」の状態となっているがゆえにむしろ「問題」が潜在化し、一種の「平和共存」となっていること。⑦「コミュニケーションによる共生」とは「外国人とホスト住民が労働や生活の場で、互いに偏見なく、対等な立場で、日常的にコミュニケーションを取り、新たな共同関係ができる」と想定している。⑧「特定階層間の生活共生」は、外国人とホスト住民の特定の階級、とくに上層階級同士、あるいは『成功』した者の間のみで『共生』関係が見られることがある、と示している。⑨「特定パーソンの生活共生」とは、「外国人が個人的にさまざまな階級・階層のホスト住民と『共生』関係を

むすぶこともある」としている（小内、1999. pp. 6-7）。

註4 対応課は、以下である。(1) 広報課 (2) 市民税課 (3) 税制課 (4) 市民課 (5) 市民相談課 (6) 保健年金課 (7) 自治振興課 (8) 青少年女性課 (9) 交通安全課 (10) 清掃業務課 (11) ごみ資源対策課 (12) 生活福祉課 (13) 児童家庭課 (14) 保健予防課 (15) 商業観光課 (16) 消防庶務課 (17) 教育委員会学事課・指導課 (17) 図書館。

註5 例えば（例1）「市民税・県民税の『特別徴収のしおり』に、税額通秘書の外国人用パンフを添付」することと、「納税の案内書を外国語に翻訳」を英語、ポルトガル語、スペイン語で対応している（市民税課）。また「所得証明書、納税証明書の交付申請書、申請にあたっての説明書を窓口に設置（平成6年10月）」はポルトガル語とスペイン語のみ。（例2）保険年金課では、①「国民保険加入方法、保険税などについての説明書（翻訳）を配布（平成2年10月）」（英語、ポルトガル語、スペイン語）、しかし②「国民健康保険のしおり」（翻訳）の配布（平成8年4月）では、英語、ポルトガル語、中国語、ハングル語で対応。（例3）市民相談課では、「外国人相談窓口を、平成3年4月から英語では隨時、そしてポルトガル語では平成5年4月から開設した。しかし他の言語での対応はない。

註6 当初より自治区役員は、マナーをポルトガル語で書いて掲示板に掲示したり、回覧板を回したりした。公団住宅当局にもポルトガル語表示の看板の設置を要求したり、行政にも各課の届け出用紙をボ

ルトガル語にするよう要望したりした。これらは徐々に実施されたが、他方で日本人自身にも日本語習得の要望があった。そうした要望は、一部日系人や豊田市国際交流協会のボランティア、そして自治区役員などの協力で実現された。

註7 以下の事項はTIA作成の資料（「豊田市国際化推進事業委託報告書 平成11年度」p. 17）とTIA職員MM氏へのインタビューによる。

①「Alpha（アルファ）」：TIAボランティア・グループAlpha主催、場所：TIA、対象：子ども・中学生、日時：日曜日10:30～12:30、受講料、期間：1,500円+2,500円（テキスト代）／3ヶ月②「ほみぐりあ日本語教室」：豊田市が主催でTIAに委託、場所：H団地内公団集会所、対象：日本の学校に通学していない子ども等（現在通学しているのは6～18歳くらい）、日時：月～金10:00～12:00、受講料：無料③「Hケ丘日本語教室」：主催「Hケ丘国際交流センター」、場所「センター」、対象：子ども、中学生、日時：日曜日10:00～12:00、受講料、期間：1期4ヶ月、月500円またはセンター会費として年3,000円④「夢の木教室」：主催「子どもの国教育基金の会」、場所：センター、対象：子ども、中学生（2000年12月現在登録者約50人）、日時：月～金13:00～19:00、受講料：小学生は月に4,000円おやつ代として、中学生は無料。⑤「らんぐ日本語教室」：主催：日本語教師の会「らんぐ」、場所：H団地集会所、対象：大人、日時：土曜日18:30～20:00、受講料：13,000円+2,000円（テキスト代）、

期間：1期 13回、年4クール。

これらの日本語教室の特徴は、①「Alpha（アルファ）」では、スタッフは若者が多く、日本語を教える技術よりも、自分たちのサークル活動的要素が強く、「仲間を求めて」日本人も外国人も集まつてくるという傾向である。受講生から受け取る受講料は、3ヶ月終了後のパーティの費用に使われたりし、日常の経費である、教室の使用料、コピー代などはすべてTIAの持ち出しである。スタッフは交通費は自前、講師料は支払われない。つまり完全なボランティアである。②「ほみぐりあ日本語教室」は、「Alpha（アルファ）」(1992年設立)の中の子どもクラスが1993年に立ち上げられ、その後1998年に不登校及び不就学の児童を対象とした平日クラス「短期集中日本語コース」を設け、企業（「リーバイス」）の助成金を受け、2年間活動をした。この活動が行政に認められ、2000年4月に豊田市から2年間の事業として、TIAに委託された。事業費の使途は、通訳料、託児料、集会所賃貸料、日本語教師養成講座の講師料などであり、日本語スタッフには交通費程度の謝礼金が支払われるのみである。スタッフは約18名ほどの登録があり、ほとんどが主婦である。毎日活動するのは、数名でほとんどが週2～3回である。スタッフのボランティア活動として最も多いのは、自己実現型であるという。スタッフは不登校及び不就学の児童・生徒が教育をうけることの必要性・重要性を非常に熱心にTIAに説き、TIAが企業の助成金の申請方法を助言したり、行政へ働き

かけて事業費を獲得したなどの経緯がある。③「Hヶ丘日本語教室」は、主婦が2～3人、成人男性が4人、若い日本人学生3～4人というコアメンバーを含み、約15～20人くらいのメンバーが活動している。④「夢の木教室」は、「Hヶ丘日本語教室」の日本語教師としてボランティア活動をしているIさんという女性が、2000年4月に開設した。「日本語、母国語とも修得が中途半端な状態にある子どもたちの手助けが出来れば（朝日新聞2000年5月9日付記事）」という目的である。一日6時間という長時間にわたる教室は、学生ボランティア数名によって支えられており、現在52名（2000年12月現在）の登録者がいる。⑤「TIA日本語講座」：主催：豊田市、場所：TIA、対象：大人、日時：土曜日9:30～12:00、受講料15,000円、期間：6ヶ月。⑥「日本語サロン」：主催「TIAボランティアグループ日本語サロン」、場所：TIA、対象：大人（ベビーシッターあり）、日時：水曜日10:00～12:00、受講料：6ヶ月で500円（コピー代として）。⑦「らんぐ日本語教室」：主催：日本語教師の会「らんぐ」、場所：H団地集会所、対象：大人、日時：土曜日18:30～20:00、受講料、期間：13,000円+2,000円（テキスト代など）、13回。⑧「上郷日本語サロン」：主催：日本語教室「いろは」、場所：上郷コミュニティセンター、対象：大人、日時：日曜日10:00～12:00。

註8 この項は「豊田市国際化推進事業委託報告書 平成11年度」pp.134-135とTIA職員MM氏へのインタビューによる。

註9 開設者の方針は様々で、「自分の子どもも育てているから、ついでに他の子どもも、おやつ程度であずかる」という人から、「1人15,000円程度で8人くらい預かる」という人まで様々で、ねたみや嫉妬、誹謗中傷がとびかかった。

註10 筆者の観察では、これら二つの「学童」はそれぞれ「勉強中心」「勉強、遊び、『居場所』」など各々の特徴があり、保護者も選択の幅があり、何ら競合しているように思われない。むしろ、利用者は少ないと思われる所以、利用者が増加し、多様な種類の「学童」が開設されることが望ましいと思われる。

註11 この調査は、TIAのおこなった「『国際交流TIAフェスティバル』に来場した外国人のうち調査協力が得られた人」が対象に選ばれているので、統計的に正しくないが、98人の回答から得たものは多かった。来日後の受診経験のある人は約7割。病気やけがをしたのにも拘わらず受診しなかった人の理由は、①「健康保険がない」(7人。ネパール、ブラジル)②「言葉が通じない」(4人。ネパール)③「診察の手続きが分からぬ」(3人。ネパール)④「診療費の支払いができない」(1人)、であった。受診して困ったことの理由は、①「言葉の問題で医師との応対がうまくできない」(22人)②「どの病院が良いのかわからない」(12人)③「診察の手続きがわからない」(9人)④「薬の説明がよくわからない」(7人)⑤「診療費の支払いができない」(6人)⑥「健康保険がない」(1人)などであった。また、夜間や休日の診療体制について知っ

ている人は、約34%であった。

註12 1999年9月におこなわれた「第一回外国人のための健康相談会」においては、豊田加茂医師会から医師1名が派遣協力、看護婦7名はグループメンバー他公募によるボランティア、通訳6名は元青年海外協力隊、ネパール・ウェルフェア・ソサイエティの協力、誘導など13名は、グループメンバー他公募によるボランティアによっておこなわれた。当日は、TIAの建物でおこなわれ、ネパール人33名が受診し、正常範囲19名、放置可（指導のみ）4名、要経過観察1名、要精密検査3名、要治療2名、治療継続4名であった。

註13 会費は個人会員一口3,000円、家族会員一口5,000円、団体会員一口5,000円である。2001年1月現在会員数約150人。「センターを維持していくための会員数（約1000人）にはまだまだ」とのことである。（「Hヶ丘国際交流センターニュース」2000年10.11.12月、2001年1月合併号）

註14 1ヶ月の賃貸料は、約50万円弱だとう。

註15 2001年2月4日に「NPO法人『Hヶ丘国際交流センター』設立総会」を開催の予定で、「外国人住民が多数を占める現センター組織をそのまま法人にすると、運営が非常に困難になると予想されるため、現スタッフを会員とする小規模のNPO法人を現組織とは別に設立する予定」（「Hヶ丘国際交流センターニュース」2000年10.11.12月、2001年1月合併号）。

註16 TIAの設立目的は「世界的大企業が立

地する豊田市という都市の特性を生かし、個性と活力にあふれた国際交流活動を行うことにより、魅力あふれる国際的な産業文化交流都市の建設に寄与するとともに、諸外国との相互理解と友好親善を深めること」である。基本財産 10 億 2,600 万円（1997 年 6 月現在）。事業は、「(1) 豊田市における総合的な国際化推進事業に関する計画の立案及び実施。(2) 国際交流に関する地域及び諸外国の情報及び資料の収集及び提供。(3) 国際交流に関する各種行事の実施並びにそれに伴う人物の派遣及び招へい。(4) 国際交流関係団体との協力及びその振興。(5) 国際交流に関する啓蒙及び知識の普及。(6) その他協会の目的を達成するために必要な事業」をおこなう趣旨である（TIA. 1999a. pp. 93-98）。

註 17 1994 年には豊田市におけるブラジル人生活実態調査報告会（リリー・カツコ・カワムラ サンパウロ州カンピーナス大学教育学部教授）や「豊田市におけるブラジル人生活実態調査」がなされるなど、「地域の国際化に即した本協会の業務内容及び果たすべき役割、組織体制を確立」するための努力が始まったように思われた（TIA. 1999a. pp. 69-70）。1995 年には「地域の国際交流・理解豊田セミナー『外国籍住民への対応～共生時代の入り口に立って』」や、在日ブラジル人のための健康キャラバン、1996 年には、「豊田在住ブラジル人に関する調査報告会」や報告書「豊田市における国際化対応の現況と対策に関する調査」、1997 年には「地域の国際交流・理解豊田セミナー『自治

体・協会とボランティア パートナーシップで進める国際交流』、「H 団地における共生の地域づくりのための住民アンケート調査」の実施など、実態調査とそれを踏まえた国際化への理解を推進する事業がなされた。

註 18 ところで、豊田市の「国際化政策」に欠如している点は何であろうか。山脇らは、急激に増加した移民を社会的に統合していくことの必要性を説いている。山脇らは「統合」の概念を、「入移民が、その文化的アイデンティティを失うことなく、社会的、経済的および政治的な権利を獲得し、対等な構成員として社会に参加していく過程」と定義している。そして「統合の過程で、入移民には、受け入れ社会の制度や文化への一定の適応が期待されるが、一方、受け入れ社会の側にも、移民の平等な社会参加を実現するための制度的および文化的な適応が要求される」と述べる（山脇ら. 2000. pp. 4-5）<sup>(註 19)</sup>。ここで再度強調しなければならないことは、最初に述べたように、入移民とホスト社会の間には大きな「権力の格差」が存在し、しかもその要因はさまざまなものがあるということである。各レベルの権力格差を見極め、適切な改正がされなければならない。さらに、山脇は移民統合政策の原理を二つ挙げている。「平等の原理」と「多文化共生の理念」であるという。そして「移民の統合政策は、より広い意味での多文化共生社会づくりの一環と定義づけることができる」と述べる（山脇ら. 2000. pp. 3-4）。 「共生」と「統合」についての定義は、

今後も充分考察されなければならないが、豊田市の「国際化政策」は、まず「平等の原理」により現在ある権力格差を自覚し、平等かつ水平に開かれた地平を開くことが必要である。その過程で法改正を実現し、「ローカルなシステム共生」をまず実現させる必要がある。

註 19 そして、「統合」には「社会的統合、政治的統合、経済的統合などさまざまな側面」があり、「これらの領域での施策を進めることにより、移民の急増による受け入れ社会のなかでその能力をじゅうぶんに発揮して活躍できるようにすることが、統合の目的である。また、支配的な文化や価値観を少数者に押しつけるのではなく、少数者の文化が多数派の文化に与える影響を積極的に評価し、社会全体の文化を豊かにしていくことを目指す」（山脇ら、2000、p. 4）。「平等の原理」については「個人の属性に配慮した施策こそが求められる。国籍や出自、文化的背景などによって社会参加が阻害されるとのないように、通訳サービスや日本語習得の機会を保証するなど、平等な社会参加の条件整備をおこなっていくことが必要である」と述べる。「多文化共生の理念」については、「異質な集団に属する人々が、互いの文化的差異を尊重しながら対等な関係性を構築する過程」と定義し、「社会構成員が互いの「ちがい」を認め合い、かつ自由に表現できるような『多文化共生社会』に向けての取り組みを進めることが、移民の統合にも寄与すると考えられる」と述べる（山脇ら、2000、p. 4）。

## 参考文献

- 井上達夫・名和田是彦・桂木隆夫. 1992.『共生への冒険』毎日新聞社
- 井上達夫. 1986.『共生の作法』創文社
- 小内透. 1993.「日系人の定住化と地域社会—群馬県太田・大泉地区を事例として序章問題意識と課題」『調査と社会分析 1993.3. NO. 3』札幌学院大学人文学部社会調査室
- 豊田市国際交流協会. 1999a.「財団法人豊田市国際交流協会 1988～98 TIA10周年記念誌」
- 豊田市国際交流協会. 1999b.「地域の国際交流・理解 豊田セミナー98 報告書 まちづくりへの提言『多文化共生の地域を創る』」
- 豊田市国際交流協会. 2000.「1999年度豊田市国際化推進事業委託報告書」
- 西澤晃彦. 1994.「『共生の』社会過程」『来日アジア・アフリカ系外国人の生活適応と日本人との共生に関する研究』来日外国人との共生社会研究会
- 花崎皋平. 1993.『アイデンティティと共生の哲学』筑摩書房
- 中田實. 1990.「コミュニティと地域の共同管理」倉沢進、秋元律朗編『町内会と地域集団』ミネルヴァ書房
- 中田實. 2000.「地域の交流・理解 豊田セミナー98 『多文化共生の地域を創る』」「事例発表2 外国人住民からの共生の地域作りへの発信～事後の対応から、意識づくり・環境づくりへ～」発表レジュメより
- 山崎丈夫. 2000.『まちづくり政策論入門』自治体研究社
- 山脇啓造・近藤敦・柏崎千佳子. 2000.「移民国家日本の条件」『明治大学社会科学研究所

「外国人との『共生』とN P O (都築くるみ)

- ディスカッション・ペーパー・シリーズ』  
明治大学社会科学研究所  
都築くるみ. 1992. 「日系ブラジル人の生活実  
態調査より 中間報告——地域住民との共  
生は可能か——」『名古屋大学社会学論集』  
第 13 号 : 125-154.
- 都築くるみ. 1993. 「日系ブラジル人受け入れ  
と地域の変容——愛知県豊田市H団地を事  
例として——」『名古屋大学社会学論集第  
14 号』: 107-159.
- 都築くるみ. 1995. 「地方産業都市とエスニシ  
ティ——愛知県豊田市H団地における日系  
人と地域住民」松本康編『増殖するネット  
ワーク』勁草書房
- 都築くるみ. 1998. 「エスニック・コミュニ  
ティの形成と『共生』——豊田市H団地の  
近年の展開から——」『日本都市社会学会年  
報 16』: 89-102.
- 都築くるみ. 1999. 「誰が外国人住民を受け入  
れるのか。外国人受け入れの責任主体に関  
する都市間比較——豊田市の事例を中心に、  
大泉町、浜松市との比較から——」  
『愛知学泉大学コミュニティ政策学部紀要第  
2 号』: 127-146.

(表 1) 豊田市における年度別外国人登録者の推移

		全 体	ブラジル
1988	昭和 63	2,322	0
1989	平成 1	2,398	28
1990	2	2,957	469
1991	3	4,613	1,837
1992	4	6,237	3,193
1993	5	6,325	3,578
1994	6	6,498	3,016
1995	7	6,524	3,031
1996	8	6,965	3,236
1997	9	7,858	4,344
1998	10	8,705	5,195
1999	11	8,863	4,761

(出典) 豊田市外国人登録者数統計より作成。各年度の 3月末現在統計